

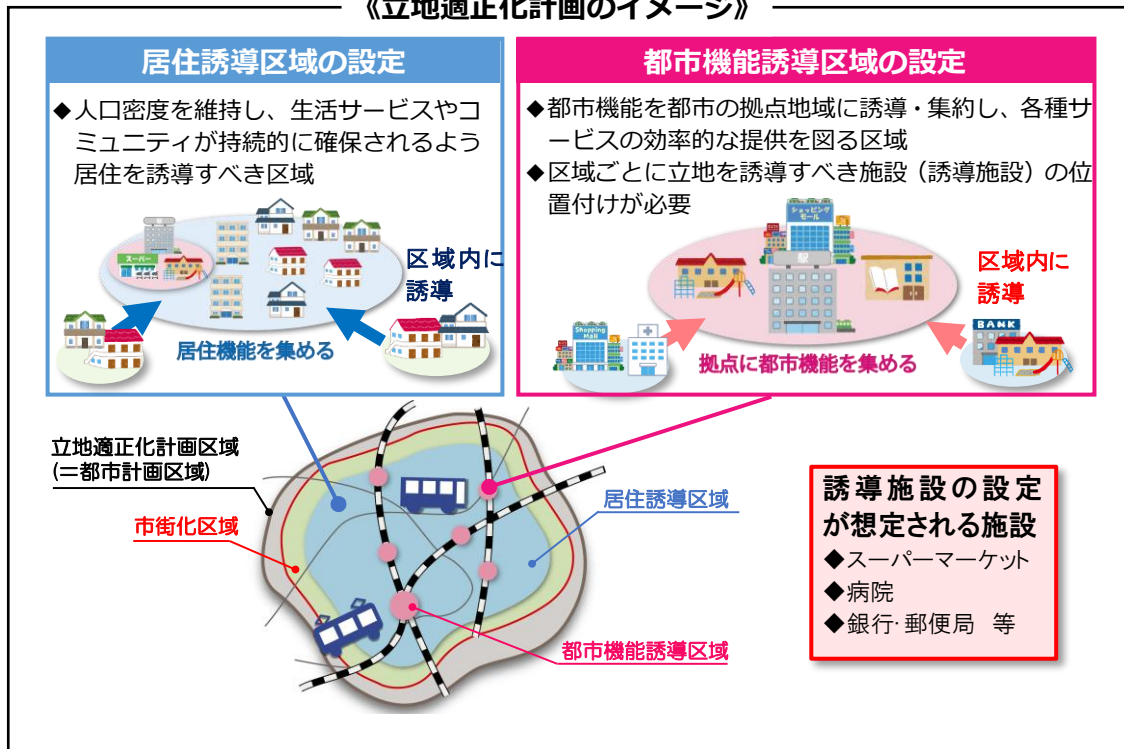
【参考資料】 立地適正化計画制度の概要

全国的な人口減少に伴い、薄く広がった市街地を抱えたまま、さらに人口が減少すると、医療・商業等の生活サービス施設や公共交通を維持することが困難となり、徒歩又は公共交通の利用だけで日常生活を営むことが困難となるおそれがあります。

これらの課題に対応し、行政・住民・民間業者が一体となり、コンパクトなまちづくりを推進していくため、平成 26 年の都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)の改正に伴い、立地適正化計画制度が創設されました。(同法第 81 条)

立地適正化計画は都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定を通じて、緩やかな誘導を促し、コンパクトシティ化を目指すものであり、都市機能や居住の強制的な移転を図る計画ではありません。

《立地適正化計画のイメージ》



《立地適正化計画で定める主な内容》

- 住宅及び都市機能増進施設(誘導施設)の立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域…居住を誘導すべき区域(市街化区域内)
- 都市機能誘導区域…都市機能を誘導・集約すべき区域(居住誘導区域内)
- 誘導施設…居住者の共同の福祉又は利便性向上のために必要な施設
- 誘導施策
 - ・居住誘導区域に居住を誘導するための施策
 - ・都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策
- 都市の防災に関する機能の確保を図るための指針(防災指針)
 - ・災害リスク分析(災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ)
 - ・取り組み、スケジュール、目標値の設定
- 目標値…定期的(5年)計画見直し